

## 第 24 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 6 月 29 日（水）午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	棚	範貴
	2 番	小林	信也
	3 番	山下	浩昭
	4 番	橋本	浩弥
	5 番	西田	利幸
	6 番	中村	富士男
	7 番	田村	信夫
	8 番	高野	英一
	9 番	佐藤	雅典
	10 番	森	勤子
	11 番	帰山	茂義
	12 番	井田	留吉
	13 番	澤邊	佳範
	14 番	佐藤	悦啓
	15 番	高橋	孝二
	16 番	多田	篤
	17 番	黒田	龍司
	18 番	吉田	正宏
	19 番	渡邊	ひろ子
	20 番	佐久間	博孝
	21 番	湯佐	茂雄
	22 番	松本	誠

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第 2 号 令和 4 年度全国農業委員会会長大会及び北海道農業会議第 93 回総会について

第 3 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第 5 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について
- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第5号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9号 現況証明について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	高坂 花織
農地振興係主事	石塚 瑤人

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第24回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に1番柵委員、2番小林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告は、特にございません。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、はじめに5月31日付けとなりますが、農業委員会農地振興係の大西千春が退職したところであります。</p> <p>次に、令和4年6月1日付けの人事異動でございますが、後任といたしまして、農業委員会農地振興係に、企画総務部政策推進課の高坂花織が配属となっております。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「令和4年度全国農業委員会会長大会及び北海道農業会議第93回総会について」を議題といたします。

私の方から報告をさせていただきます。

会長

はじめに、令和4年度全国農業委員会会長大会についてであります。5月31日、東京都内渋谷公会堂で開催されました。大会では、別添の報告書第2号資料1にあります要請書が決議されたところであります。後ほど当該資料をご覧くださいと思います。

あわせて、5月31日から6月1日までの2日間にわたり、十勝農業委員会連合会の要請活動を実施し、十勝選出の中川郁子衆議院議員、石川香織衆議院議員、また、鈴木宗男参議院議員、高橋はるみ参議院議員、鈴木貴子衆議院議員、森山裕衆議院議員、金子農林水産大臣のもとを訪れ、報告第2号資料2にあります「十勝農業委員会連合会の重点要請」並びに報告第2号資料3にあります「令和4年度農業経営基盤強化促進法改正に関する緊急要請」を手交してまいりました。

特に、緊急要請の件につきましては、十勝の実態に合わないと考えられることを踏まえ、今後、国と協議をつづけていくものとし、かつ、是正等について強く要請してきたところであります。委員の皆様には、後ほどお目通しいただければと思います。

次に、「北海道農業会議第93回総会」であります。6月15日に札幌市において開催され、私が出席いたしました。

この件につきましては資料はありませんので、口頭によりご報告いたします。

議案は、「一般社団法人北海道農業会議の役員を選任について」及び「令和3年度事業報告並びに収支決算の承認について」などの4件でありました。

このうち役員任期満了に伴う選任についてであります。十勝からは理事に帯広市農業委員会の中谷会長が、また、監事には清水町農業委員会の土井会長が選任されました。

なお、中谷会長におかれましては、同日行われました臨時理事会において、一般社団法人北海道農業会議の代表理事会長職に選任されたところであります。

次に、事業報告であります。農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務「農地に関する情報の収集、整理及び提供業務」などの9項目について、また、収支決算の内容について報告され、審議、可決されたところであります。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

議長

報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長	発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第3号の説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地所有適格法人報告書の受理について、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ほか、計4法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番、2番について、説明をいたします。
事務局	報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は、議案書2ページの今年17日に町公社が利用調整を行った2件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第5号1番から3番について、説明を申し上げます。
事務局	報告第5号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。 案件は、議案書3ページの3件でございます。

<p>議長</p>	<p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。</p> <p>報告第5号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から22番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から22番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1番から8番、11番から16番及び21番から22番の案件は借換えのため、9番から10番及び17番から18番の案件は売買のため、19番から20番の案件は返還のため解約するものです。 農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。 以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。お諮りをいたします。 議案第1号1番から22番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から22番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進</p>

法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の編入について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番、2番について、「異論ないもの」とすることに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は、「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

なお、議案第4号1番につきましては、佐藤雅典委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(9番 佐藤雅典委員退席)

議長

それでは、議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

(9番 佐藤雅典委員着席)

議長

次に、議案第4号2番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件につきましては、農家住宅建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものです。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

議長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号2番から5番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号2番から5番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。 議案第5号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番、2番について、「異論ないもの」とすることに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番、2番は、「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第6号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。</p>



【議案第6号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、借主の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は、借主の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号9番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号9番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、借主の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号9番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号9番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第7号1番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 橋本委員退席)

議長 それでは、議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は橋本委員でございますが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

本件は、今月17日に棚委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

(4番 橋本委員着席)

議長

次に、議案第7号2番を議題といたします。

議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月17日に棚委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は経営の法人化に伴う権利設定であります。3番の案件は借換え、4番の案件は貸付けでありますので、周辺農地への影響がないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号5番、6番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書5ページから6ページに記載されておりますと  
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと  
考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、今月17日に棚委員、黒田委員、事務  
局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願  
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませ  
んか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号5番、6番は原案のとおり決定いた  
しました。

議長 次に、議案第7号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書7ページから8ページに記載されておりますと  
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと  
考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、今月17日に高野委員、渡邊委員、事  
務局とで現地調査を行い、周辺農地に影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願  
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第8号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号、農地法第4条の許可に係る許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第8号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫等建設を目的とする転用でございます。

農地区分は、農用地でございます。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地に影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【議案第8号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、資材置場の造成を目的とする転用であります。

農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域への指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今月17日に棚委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第8号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、サイレージ置場の整備を目的とする転用です。

農地区分は、農用地でございます。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番	<p>20番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地に影響がないことを確認しております。</p> <p>また、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第8号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第8号3番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第9号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第9号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第9号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので、審議を求めます。</p> <p>【議案第9号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第9号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第9号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>



議長

議案は以上であります。  
これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。